

令和7年

上尾市教育委員会3月定例会
議案（追加）資料

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
 「△△△」を削る場合・・・△△△ →取消線&斜体字
 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

- (1) 請願に関する決裁区分を定めるもの。(共通決裁事項・専決事項の表関連)
- (2) 上尾市学校給食実施条例等で定められる事務の決裁区分を定めるもの。(学校教育
部学校保健課の表関連)

共通決裁事項・専決事項

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	次長専決	課長専決
7 市議会の議決を経るべき事件に係る意見の申出等に関する事項	(1) 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める市議会の議決を経るべき事件について、市長に対して意見を申し出ること。	○				
	(2) 市議会から請求された請願の処理の経過及び結果について、報告すること。		○			

学校教育部学校保健課

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費(7の項第2号において単に「学校給食費」という。)に係る徴収し、若しくは還付すること。				○
	(1) 上尾市学校給食実施条例(令和 年上尾市条例第 号。この項において「条例」という。)第4条第1項に規定する学校給食費(以下この項及び7の項第2号において単に「学校給食費」という。)を徴収すること。				○
	(2) 条例第4条第3項の規定により学校給食費を減額し、又は免除すること。				○
	(3) 上尾市学校給食実施条例施行規則(令和 年上尾市教育委員会規則第 号。7の項第3号において「規則」という。)第8条第1項から第3項までの規定により学校給食費に相当する額を還付すること。				○
	(4) 学校給食費を督促すること。				○
7 学校給食に関する事項	(1) 小学校給食の計画を決定すること。				○
	(2) 準要保護者に対する学校給食費の援助の決定をすること。				○

